

議提第3号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年6月10日

小松島市議会議長 出口憲二郎 殿

提出者	小松島市議会議員	佐野善作
	〃	井村保裕
	〃	池渕彰
	〃	杉本勝
	〃	吉見勝之
	〃	前川英貴
	〃	廣田和三
	〃	米崎賢治
	〃	橋本昭
	〃	四宮祐司
	〃	松下大生
	〃	井内章介
	〃	近藤純子
	〃	佐藤光太郎
	〃	津川孝善
	〃	南部透

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間における議員報酬の月額、第2条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる議員報酬の月額については、同条各号に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。